

報 告 第 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

市立東中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）変更請負契約の締結について

令和7年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

議案内容説明資料

○工事変更請負契約の締結について

- ・工 事 名 市立東中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）
- ・施工場所 富士見市大字上南畑地内
- ・履行期限 令和8年1月30日
- ・請負金額 原 請 負 金 額 161,818,800円
変更請負金額 168,844,500円
(7,025,700円の増額)
- ・請負業者 富士見市ふじみ野西四丁目10番地1
株式会社富士見工務店
代表取締役 芳賀 真人

○変更理由

労務単価の上昇、仮設鉄板敷き・内外装下地交換の追加などの変更が発生したため。